

## ロクラク最高裁判決

[事件の表示、出典]

平成23年1月20日判決（最高裁平成21年（受）第788号）

[参照条文]

著作権法第21条、同98条

[キーワード]

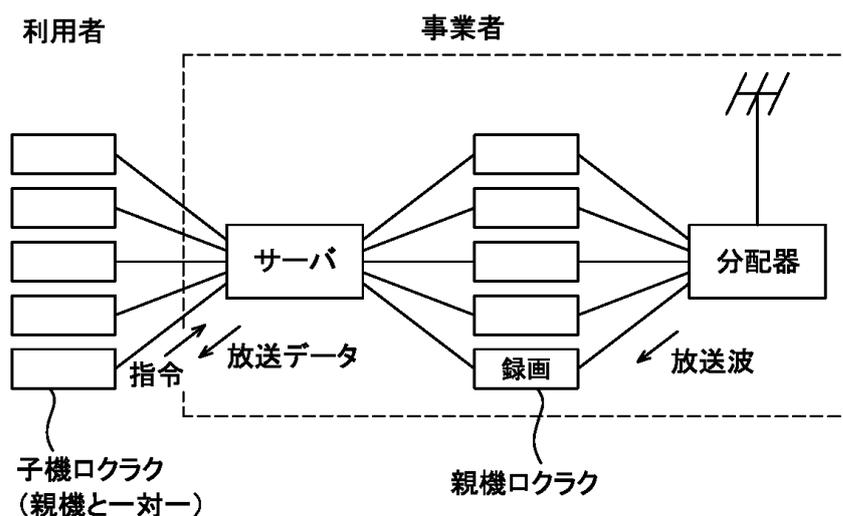
間接侵害、複製、カラオケ法理

### 1 事案の概要

放送事業者である上告人が、「ロクラクⅡ」を用いた番組録画サービスを提供する被上告人に対し、上告人の複製権（21条、98条）を侵害すると主張して、放送番組の複製の差止め及び損害賠償の支払いを請求した。

### 2 本件サービスの構成

インターネット通信機能を有する2台のハードディスクレコーダのうち、日本国内に設置された1台（親機）で国内のテレビ番組を録画し、被上告人から貸与・譲渡を受けた1台（子機）を利用者が操作することで、親機内に複製された番組データが子機へ送信される。これにより、利用者が例えば海外において、テレビ番組を視聴することができる。



### 3 下級審判決の概要

1審では、複製主体の認定に際して、クラブキャッツアイ最高裁判決を踏まえ、問題と

される行為の性質に基づき、支配管理性、利益の帰属等を総合考慮して判断すべきとした上で、被告が原告番組の複製行為の主体であると判示した。

控訴審では、放送事業者（上告人）の主張する事項（サービス目的、機器の設置・管理、親子間の通信管理、複製可能な番組の範囲、複製のための環境整備、経済的利益）について検討し、いずれの事項も、サービス提供者が複製の主体と評価できるものではないとした。

その上で、「本件サービスにおける録画行為の実施主体は、利用者自身が親機ロクラクを自己管理する場合と何ら異ならず、控訴人が提供する本件サービスは、利用者の自由な意思に基づいて行われる適法な複製行為の実施を容易ならしめるための環境・条件等を提供しているにすぎない」と判示して、原判決を取り消し、請求を棄却した。

#### 4 本判決（破棄差戻し）

「放送番組等の複製物を取得することを可能にするサービスにおいて、サービスを提供する者（以下「サービス提供者」という。）が、その管理、支配下において、テレビアンテナで受信した放送を複製の機能を有する機器（以下「複製機器」という。）に入力して、当該複製機器に録画の指示がされると放送番組等の複製が自動的に行われる場合には、その録画の指示を当該サービスの利用者がするものであっても、サービス提供者はその複製の主体であると解するのが相当である。すなわち、複製の主体の判断に当たっては、複製の対象、方法、複製への関与の内容、程度等の諸要素を考慮して、誰が当該著作物の複製をしているといえるかを判断するのが相当であるところ、上記の場合、サービス提供者は、単に複製を容易にするための環境等を整備しているにとどまらず、その管理、支配下において、放送を受信して複製機器に対して放送番組等に係る情報を入力するという、複製機器を用いた放送番組等の複製の実現における重要な行為をしており、複製時におけるサービス提供者の上記各行為がなければ、当該サービスの利用者が録画の指示をしても、放送番組等の複製をすることはおよそ不可能なのであり、サービス提供者を複製の主体と十分に十分であるからである。」

と判示して、親機ロクラクの管理状況について更に審理を行うべく、事件を知財高裁に差し戻した。

#### 5 金築裁判官の補足意見

『カラオケ法理』は、法概念の規範的解釈として、一般的な法解釈の手法の一つにすぎないのであり、これを何か特殊な法理論であるかのようにみなすのは適当ではないと思われる。したがって、考慮されるべき要素も、行為類型によって変わり得るのであり、行為に対する管理、支配と利益の帰属という二要素を固定的なものと考えべきではない。この二要素は、社会的、経済的な観点から行為の主体を検討する際に、多くの場合、重要な要素であるということとどまる。にもかかわらず、固定的な要件を持つ独自の法理である

かのように一人歩きしているとすれば、その点にこそ、『カラオケ法理』について反省すべきところがあるのではないかと思う。」

「放送を受信して複製機器に放送番組等に係る情報を入力する行為がなければ、利用者が録画の指示をしても放送番組等の複製をすることはおよそ不可能なのであるから、放送の受信、入力のプロセスを誰が管理、支配しているかという点は、録画の主体の認定に関して極めて重要な意義を有するというべきである。したがって、本件録画のプロセスを物理的、自然的に観察する限りでも、原判決のように、録画の指示が利用者によってなされるという点にのみに重点を置くことは、相当ではないと思われる。」

「また、ロクラクⅡの機能からすると、これを利用して提供されるサービスは、わが国のテレビ放送を自宅等において直接受信できない海外居住者にとって利用価値が高いものであることは明らかであるが、そのような者にとって、受信可能地域に親機を設置し自己管理することは、手間や費用の点で必ずしも容易ではない場合が多いと考えられる。そうであるからこそ、この種の業態が成り立つのであって、親機の管理が持つ独自の社会的、経済的意義を軽視するのは相当ではない。本件システムを、単なる私的使用の集積とみることは、実態に沿わないものといわざるを得ない。」

## 6 検討

- ◇ 知財高裁に引き続き、最高裁もカラオケ法理を適用しなかった点が特徴的であるが、複製の判断基準が不明確となったことから、どのような場合が複製に該当しないといえるのか、今後の判例が待たれる。
- ◇ 本判決により、日本国内における番組配信サービスは、放送事業者を除き、ほぼ不可能になったのではないかとと思われる。ただ、本判決は、「放送番組等の複製物を取得することを可能にするサービス」と述べられているように、放送番組を複製する場合に限定され、ストレージサービス等の他のサービスについては、本判決の射程外と見ることも可能かと思われる。
- ◇ 本判決を受けて、文化庁法制問題小委員会における間接侵害導入の議論がどうなっていくのか、その行方も気になるところである。

(弁護士 小林英了)